

2026年6月の五大特許庁AI協力合意に関する調査報告

Executive Summary

- ・ユーザー前提の「五大特許庁＝日本、米国、欧州、英国、中国」は、一次資料で確認すると修正が必要です。2026年6月の会合に参加した五庁は、**日本国特許庁（JPO）・米国特許商標庁（USPTO）・欧州特許庁（EPO）・中国国家知識産権局（CNIPA）・韓国知識財産処（MOIP）**であり、**英国知的財産庁（UKIPO）は五庁メンバーではなく、PPH20周年フォーラムの参加者として確認できます。**

1

- ・会合の確実に確認できるコア成果は、**2021年策定のIP5 NET/AIロードマップの進捗確認、AI分野の新たな協力方向への合意、そしてAI協力を議論する新たな作業部会の立上げ決定**です。これは条約改正や統一審査基準の即時導入ではなく、まずは**実務レベルの協調を制度化する「ソフトロー型の国際協力」**として理解するのが妥当です。

2

- ・一次資料上、独立した「共同声明（Joint Statement）」PDFやコミュニケは、2026年6月24日時点で**確認できませんでした**。現時点で原文に最も近い公式文書は、**METIの日本語・英語リリースと、fivelPoffices.orgの会合告知ページ**です。したがって、本報告ではそれらを「公式原文相当の一次資料」として扱います。

3

- ・合意内容は、2026年リリース単体では抽象度が高い一方、**2021年IP5 NET/AI Roadmap**を読むと、協力対象の実体はかなり具体的です。具体的には、**統計交換、AI関連分類、AI支援検索・分類、機械翻訳、法的比較研究、審査実務の透明化**などが既にロードマップ上に整理されており、2026年合意はそれを**AI専用の新作業部会へ発展させる節目と位置付けられます**。

4

- ・業界反応としては、**JIPAの参加報告と五極ユーザ共通提言**が最も具体的です。そこでは、**庁内AI利用の透明性、未公開情報漏えい防止、人間の関与と説明責任、AI生成公知文献の先行技術上の取扱い、個人発明家・SME向けガイダンス**などが提起されており、歓迎論と同時に実務上の警戒点も明瞭です。

- ・企業実務への合意は、**短期では「法改正」より「ガバナンス対応」、中期では複数庁でのAI関連審査の予見可能性向上、長期ではAI発明・AI生成先行技術・AI支援審査の国際的ベストプラクティス形成**にあります。したがって企業は、**発明者性の立証、プロンプト・学習データ由来の管理、AI使用ポリシー、PCT/PPH戦略の見直しを優先すべきです**。

5

前提・不明点と確認結果

まず、本件にはユーザーご自身が指摘されたとおり、いくつかの不明点がありました。調査の結果、**参加国構成**については誤差があり、**英国ではなく韓国の知財当局がIP5の一角**でした。METI日本語版・英語版の双方が、参加五庁をJPO、USPTO、EPO、CNIPA、MOIP（韓国）として明記しています。英国知的財産庁は、PPH20周年フォーラムの参加機関ではあるものの、五庁長官会合そのものの「五庁」には含まれていません。

1

次に、**正式な合意文書名**については、独立した treaty、MOU、joint statement PDF は確認できませんでした。公表文書として確認できたのは、日本語では「**AI分野を中心とした新たな五庁協力について合意しましたー第19回日米欧中韓五大特許庁長官会合の結果について**」、英語では“**IP5 Agree on New AI-Focused**

Cooperation — Outcome of the 19th IP5 Heads of Office Meeting”です。したがって、法形式としては「共同声明」よりも、**長官会合の結果を公表した公式リリース**と理解するのが正確です。 3

開催場所・日付については、政府一次資料では「**2026年6月12日、東京**」までは明確に確認できますが、正確な会場名はMETIリリースにありません。他方、JIPAの参加報告書では、**2026年6月10日から12日にかけて東京・ホテルニューオータニ**で、五極ユーザ会合、五庁長官・ユーザ会合、サイドイベントが開催されたと整理されています。したがって、**都市レベルは政府一次資料、会場レベルはJIPA報告による補完**という扱いが妥当です。 6

以下の表に、主要な前提・不明点の確認結果を整理します。

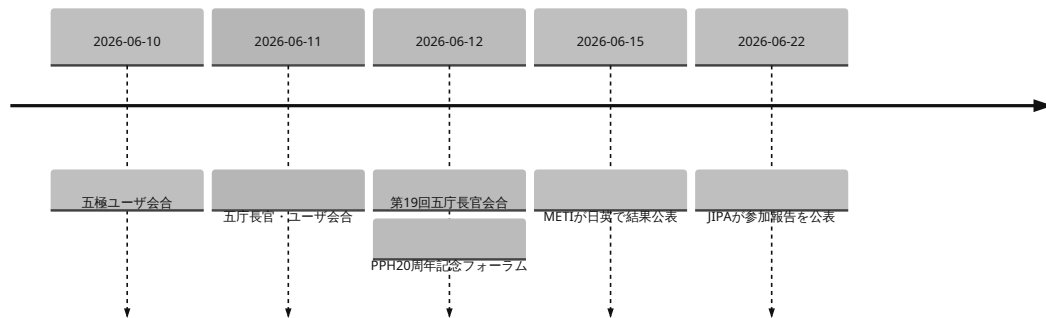
確認事項	当初の想定	確認結果	評価
五大特許庁の構成	日本・米国・欧州・英国・中国	日本・米国・欧州・中国・韓国（MOIP）	想定修正が必要
開催日	未指定	2026年6月12日	一次資料で確認済み
開催都市	未指定	東京	一次資料で確認済み
会場名	未指定	ホテルニューオータニ東京	JIPA報告で補完
文書形式	共同声明が存在する可能性	独立した共同声明PDFは未確認。公式リリースが主文書	厳密には「会合結果公表」
UKIPOの位置づけ	五庁の一角	PPH20周年フォーラム参加者	五庁ではない

この表の根拠は、METIの日本語・英語リリース、IP5公式サイトของ会合ページ、JIPA参加報告書です。 3

事実関係の時系列要約

2026年6月の東京会合は、単日の長官会合だけでなく、**五極ユーザ会合 → 五庁長官・ユーザ会合 → 長官会合本体 → PPH20周年フォーラム → 公式発表**という連続イベントとして構成されていました。政府一次資料で明確に確認できるのは6月12日の長官会合と6月15日の公表ですが、JIPA報告により前後日程まで補えるため、全体像は次のように整理できます。 1

2026年6月 東京IP5会合の時系列



上記タイムラインは、6月12日開催と6月15日公表をMETI一次資料、6月10日・11日・12日の会合構成と6月22日JIPA報告公開をJIPA参加報告書で確認したものです。^① [filecite:turn0file3](#)

主要事実の一覧

日付	事象	場所	参加機関・出席者	主要成果
6月10日	五極ユーザ会合	東京・ホテルニューオータニ	JIPA、AIPLA、IPO、BE/EPI、KINPA、PPAC	五庁長官・ユーザ会合に向けたユーザ論点整理、AI活用論点の討議
6月11日	五庁長官・ユーザ会合	東京・ホテルニューオータニ	JPO、EPO、USPTO、MOIP、CNIPA、WIPO、五極ユーザ団体	AI活用現状、グローバルアサインメント、グローバルドシエ、電子署名、AI関連審査実務・発明者性の更新共有
6月12日	第19回五庁長官会合	東京	JPO河西康之長官、USPTOジョン・スクワイアーズ長官、EPOアントニオ・カンピーノス長官、CNIPA張志成副局長（オンライン）、MOIPキム・ヨンソン処長、WIPOリサ・ヨルゲンセン事務局次長	AI協力の新方向性に合意、新たなAI作業部会を立上げる方針、協力枠組み改善、責任あるAI利用の重要性共有
6月12日	PPH20周年記念フォーラム	東京	五庁、WIPO、ユーザ団体、CIPO、UKIPO	PPHの20年を総括し、将来の改善・発展を協議
6月15日	日本政府公式公表	オンライン公表	METI/JPO	日本語・英語で会合結果を公表

日付	事象	場所	参加機関・出席者	主要成果
6月22日	JIPA参加報告公開	オンライン公表	JIPA	ユーザ側の詳細論点・提言を公表

この表のうち、6月12日の会合本体、参加者一覧、PPHフォーラム、6月15日の公表はMETI一次資料で確認でき、6月10日・11日の日程、会場名、ユーザ会合の詳細はJIPA報告で確認できます。¹

[filecite](#)[turn0file3](#)

合意文書名と原文リンク

本件で確認できた公式文書名は、次の三つです。いずれも公的・準公的な一次資料ですが、**独立した joint statement / communiqué の原文PDF は確認できていません。**³

文書種別	確認できた公式名称	言語	URL
政府公式リリース	AI分野を中心とした新たな五庁協力について合意しました	日本語	https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260615002/20260615002.html
Government official release	IP5 Agree on New AI-Focused Cooperation	英語	https://www.meti.go.jp/english/press/2026/0615_001.html
IP5公式告知	19th IP5 Heads of Office meeting	英語	https://www.fiveipoffices.org/news/20260429-0

重要箇所の原文抜粋

「AI分野における五庁間での新たな協力の方向性について合意しました。」⁶

短い注釈：これは、**既存ロードマップの単なる継続ではなく、AIを前面に出した新段階の協力**に踏み込んだことを示します。ただし、条文レベルの統一ではなく、まずは作業部会設置による実務検討です。⁷

“agreed on new directions to further strengthen collaboration in the rapidly evolving AI field.”⁸

短い注釈：英語版では“rapidly evolving AI field”と表現されており、**技術進展速度に制度協調が追従する必要性**が強く意識されています。⁸

“importance of ensuring the responsible use of AI”⁸

短い注釈：ここで確認できるのは、**責任あるAI利用の原則共有**であって、**拘束的な倫理コードの採択**までは確認できません。⁹

合意内容の具体項目と法的・運用上の意味

2026年6月の公式リリースは、会合成果を比較的小コンパクトにまとめています。そのため、合意内容の具体化には、**2026年の公式リリース**、**2021年IP5 NET/AI Roadmap**、そして**2026年JIPA報告に記載されたユーザー側論点**を三層で読む必要があります。厳密に言えば、ユーザーが列挙した「審査基準」「AI発明の取扱い」「データ共有」「特許分類」「倫理ガイドライン」などの全てが、2026年リリース本文に明示されているわけではありません。しかし、ロードマップとユーザー会合資料を合わせると、対象領域はかなり具体的に見えてきます。⁴ [filecite](#) [turn0file3](#)

合意項目の整理

項目	2026一次資料での確認度	確認できた内容	法的意味	運用上の意味
AI専用の新作業部会設置	明示	AI分野の協力について議論する作業部会を立ち上げ、実務レベルで検討を進める	条約改正ではなく、行政間協力のフォーラムを新設する性格。法的拘束力は弱い、将来の共通実務・ソフトロー形成の母体になる	継続的に会合し、比較研究・試行・共同プロジェクトを具体化しやすくなる
2021 NET/AIロードマップの見直し	明示	5年の進捗確認と新方向性の合意	既存方針のレビューであり、法体系を直接変更しない	協力アジェンダの優先順位見直し。AI案件の比重が上がる
五庁協力枠組みの改善	明示	作業部会の役割重複、調整・手続負荷、会合の在り方を改善	内部ガバナンス改善。権利付与基準そのものの変更ではない	審査協力の速度・会議体の効率・プロジェクト管理の改善が期待できる
責任あるAI利用	明示	responsible use of AI の重要性を共有	倫理原則の共有。拘束的倫理ガイドラインの採択までは未確認	庁内AI利用、審査支援AI、対外説明での透明性・説明責任が重視される
統計交換・AI出願トレンド監視	ロードマップ由来	AI関連出願の定義、方法論、統計交換、予測高度化	国際統計の整合性向上は政策形成の基盤になるが、出願人の権利内容を直接変更しない	企業はAI出願の国際比較・競争情報を把握しやすくなる
特許分類の協調	ロードマップ由来	AI支援分類、共通メトリクス、学習データセット原則、分類改訂候補の探索	実体法変更ではないが、先行技術検索のカバレッジと審査の予見可能性に影響する	AI関連発明の検索漏れ低減、分類精度向上、審査品質平準化に資する

項目	2026一 次資料 での確 認度	確認できた内容	法的意味	運用上の意味
AI支援検索・ 分類・機械 翻訳	ロード マップ 由来	AI search、AI-assisted classification、AI-based MT、ブロックチェーン等 の活用検討	直接の権利要件変更では なく、審査支援インフラ 整備の領域	多言語審査協 力、文献探索、 庁内処理効率を 高める可能性
AI関連発明の 審査基準比 較	ユーザ 会合で 確認	五庁の審査基準と実務比 較資料のアップデートが 共有	直ちに共通基準になるわ けではないが、比較可能 性が高まる	出願人・代理人 が庁別差異を把 握しやすくなる
AI生成発明の 発明者性比 較	ユーザ 会合で 確認	AIによりなされた発明の発 明者性の取扱いについて 更新共有	これは国により差異が大 きい高論点。法改正なく して完全統一は困難	企業は発明者認 定プロセスの記 録化と国別出願 戦略が必要
AI生成公知文 献の先行技 術取扱い	ユーザ 提言で 確認	ガイドライン策定を提案	まだ五庁合意事項ではな い。今後の新作業部会 テーマ候補	進歩性・新規性 判断へのAI生成 公開物の使い方 に関する不確実 性を映す
透明性・漏 えい防止・ 人間関与	ユーザ 提言で 確認	AI利用の透明性、未公開情 報漏えい防止、人間の関 与と説明責任	守秘・手続適正・説明責 任に関わるコンプライア ンス論点	企業・事務所の AI利用ポリシー 整備が不可欠に なる
グローバル アサインメ ント、グ ローバルド シエ、電子 署名	ユーザ 会合で 確認	制度調和・手続簡素化 テーマとして議論	実体法より手続法・行政 実務の整合化テーマ	国際出願・権利 移転・書類提出 のコスト削減に 直結しうる

この表の「明示」はMETI日英リリース、「ロードマップ由来」はIP5 NET/AI Roadmap、「ユーザ会合で確認」「ユーザ提言で確認」はJIPA参加報告書に依拠しています。特に重要なのは、**2026年会合が“何を新たに決めたか”と、“既存ロードマップで何が既に具体化されていたか”を分けて読むことです。** そうしないと、2026年会合が直ちに統一審査基準やデータ共有制度まで合意したかのように誤読しやすくなります。 ²

filecite turn0file3

重要論点の解説

まず、**審査基準**については、2026年会合が新しい統一基準を公布したわけではありません。むしろ、2021年ロードマップ上の「Legal（法的側面）」で示されていた、**各庁のAI関連発明に対する実務の概要提示、特定論点の比較研究、継続的な情報共有**を、よりAI中心に掘り下げる方向へ進めると読むべきです。したがって企業にとっての意味は、「世界共通ルールができた」ことではなく、**国別差異を比較しやすくなる可能性が高まったこと**にあります。 ¹⁰ filecite turn0file3

次に、**AI発明の取扱い**は二層に分かれます。ひとつは「AI関連発明が特許適格か」という**subject matter / technical character**の問題、もうひとつは「AIがどこまで発明創作に関与したとき誰を発明者とするか」と

いう**inventorship**の問題です。EPOは、AIや機械学習のアルゴリズム自体は抽象的数学的方法であっても、**技術的課題への技術的解決に寄与すれば技術的性格を持ち得ると整理しており、USPTOはAI支援発明でも人間発明者に関する同一基準を適用し、別基準は設けないと明示しています。2026年IP5協力は、こうした既存の各庁ルールを完全統一するものではなく、比較可能性・予見可能性の向上に向かうものです。**¹¹

データ共有については、最も慎重な読解が必要です。2026年一次資料は「データ共有」という言葉を明示しません。確認できるのは、ロードマップにおける**AI関連統計交換、分類に用いる評価指標、必要に応じた標準化訓練データセットの原則、AI分類モデルや機械翻訳の経験共有**です。したがって、ここでいう共有は、**未公開出願データの相互開示ではなく、主として統計・方法論・技術的知見・実務比較情報の共有だと解するのが妥当です。**¹²

特許分類については、ロードマップがかなり具体的です。IP5は、AI関連出願の検索効率を上げるため、分類実務の比較、AI支援分類の評価基準、学習データセット原則、新分類エントリの必要性検討を挙げています。さらにJIPA報告では、JPOが**AIを利用した新たな分類「GAIA-Index」**を紹介したとされ、ユーザ側の関心も強かったことがわかります。これは検索精度・再現率・先行技術発見率の改善に直結し、審査の質にも跳ね返る論点です。¹⁰  

倫理ガイドラインについては、厳密には2026年一次資料に「ガイドライン採択」はありません。確認できるのは、「責任あるAI利用」の重要性共有と、JIPA五極ユーザ共通提言にある、**透明性、未公開情報の漏えい防止、人間の関与、説明責任**です。したがって、この点は「**拘束的ガイドラインが成立した**」のではなく、「**将来の運用原則の方向性が示唆された**」と表現すべきです。¹  

「庁でのAI利用促進と利用の透明性確保」  

「意思決定への人間の関与と説明責任の維持」  

これらは五極ユーザ提言の核心であり、将来の新作業部会で実務ルールに翻訳される可能性が高い論点です。現時点ではまだユーザ側提言ですが、**実務上は既に先取り対応が必要な論点**です。

反応と業界影響

確認できた反応は、一般紙・通信社の大規模報道というより、**公式発表、業界団体、専門実務家、解説メディア**に集中しています。これは、この会合が政治ニュースというより**審査運用・国際制度調整の専門イベント**であることを反映しています。したがって、本節では「直接の会合報道」と「会合が照らし出す争点に対する専門家反応」を分けて整理します。¹   

肯定的反応

日本語圏では、政府発表を受けた解説記事や業界報告が、概ね肯定的に捉えています。JAPANSecuritySummit Update は、**世界の特許出願の約85%を占める五庁がAI分野で新たな協力量針に合意したこと、AI協力を専門的に議論する新作業部会が設置されることを強調しています。**一般向けの解説記事でも、**海外出願の手続負担や審査不確実性の軽減余地が前向きに語られています。**     

JIPAの報告は、より制度実務に踏み込んだ肯定論です。JIPAは、グローバルアサインメント、グローバルドシエ、電子署名、AI関連審査基準比較、発明者性比較といった具体テーマに参加し、日本ユーザとして意見発信したと述べています。このこと自体、**ユーザ団体が会合を「実務への働きかけの場」とみていることを示します。**  

英語圏で会合自体への直接コメントは多く確認できませんでしたが、周辺論点では、AI特許のルール明確化を歓迎するトーンが見られます。たとえば、Reutersが報じた英国最高裁判決に対し、実務家はそれを“**a major boost for AI innovators**”と評しました。これは会合そのもののコメントではないものの、**AI特許保護の明確化が市場から歓迎されやすい**ことを示す文脈証拠です。 ¹³

批判的・慎重な反応

もっとも、確認できた専門的反応は、無条件の歓迎ではありません。JIPAの五極ユーザ共通提言そのものが、**未公開情報漏えい、透明性、人間の関与、説明責任、AI生成公知文献の先行技術上の位置づけ**といった懸念を具体的に提示しています。これは、ユーザ側が「協力強化」に賛成しつつも、**ブラックボックスなAI利用や審査の説明不足には強い警戒を持っている**ことを意味します。 turn0file3

米国実務でも、慎重論は明確です。USPTO関連では、AI支援発明について“**There is no separate or modified standard for AI-assisted inventions.**”と整理されており、AIを使ったからといって発明者性や要件判断を緩める方向ではありません。また、Reutersは2024年に、USPTOが代理人に対してAI使用時の正確性確認や重要関与の開示を求めたことを報じており、**AIツール利用の便利さよりも、手続誠実性・守秘・虚偽記載防止が先に来る**という姿勢がうかがえます。 ¹⁴

英国のAI特許判例についても、歓迎一色ではありません。Reutersは、AI関連特許保護に前向きな評価と同時に、**実際に知財庁がどう運用するかはなお不透明**との慎重論を伝えています。これは、今回のIP5協力合意にもそのまま当てはまり、**高位の合意が直ちに現場審査の安定運用へ転化するとは限らない**ことを示します。

¹³

主要引用

日本語の主要引用として、政府・ユーザ側の認識は次の二つが象徴的です。

「責任あるAIの利用および五庁協力の重要性について認識を共有」 ⁶

「AI利用時の未公開情報の漏洩防止」 turn0file3

英語の主要引用としては、会合の公式フレーミングと、実務ルールの硬さを示す次の二つが重要です。

“agreed on new directions to further strengthen collaboration” ⁸

“There is no separate or modified standard for AI-assisted inventions.” ¹⁵

企業・特許事務所への影響

企業にとっての最大の実務含意は、**短期的には法改正対応ではなく、AI利用の証跡管理と国際出願戦略の再設計**です。JIPA提言が示すように、生成AIを使った明細書作成や応答書作成は、秘密保持、誤記載、説明可能性、発明者認定の観点から管理が必要になります。特に多国間出願では、AI利用の事実、人的寄与、学習データやプロンプトの来歴、先行技術調査の再現性を社内に残しておく必要が高まります。

turn0file3 ¹⁶

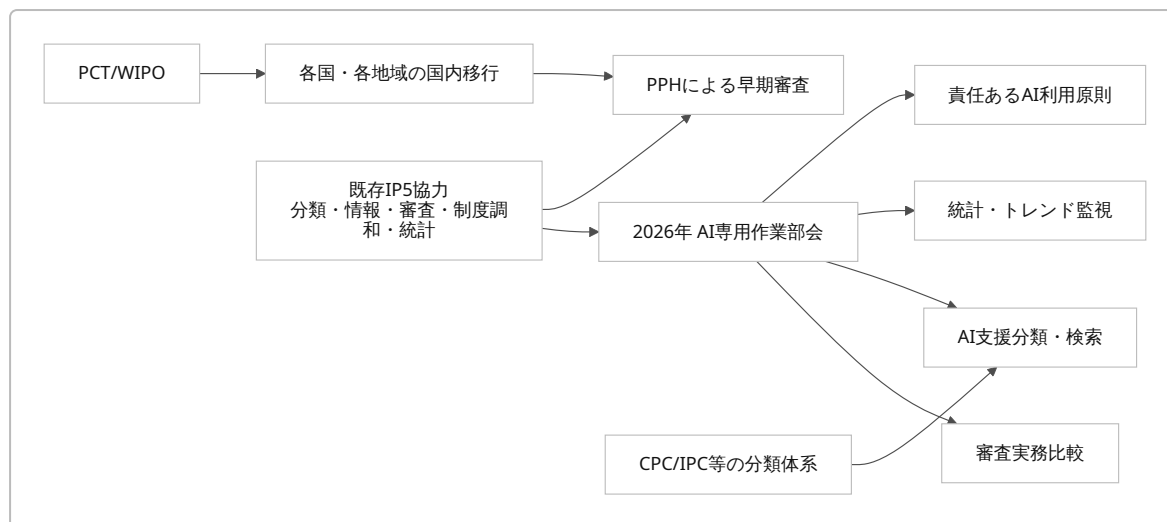
特許事務所にとっては、**AIを使うかどうかよりも、どの工程に、どの承認フローで、どのセキュリティ条件で使うか**が主戦場になります。USPTOがAIベースツールの実務利用ガイダンスを現行資源として掲げていることは、代理人実務が既にガバナンス対象になっていることを示します。日本の新作業部会が国際的な透明性原則を詰めていけば、日米欧中韓で代理人内部統制の期待水準が徐々に近づく可能性があります。 ¹⁷

また、PPH20周年フォーラムが同時開催されたことは、AI時代でも**早期審査の実利は依然としてPPHが担う**ことを示しています。将来AI関連審査の比較資料や分類整備が進めば、PCTから各国移行し、PPHを使って主要市場を押さえる戦略の実効性はむしろ高まる可能性があります。 18

既存国際枠組みとの関係性

今回の合意の評価で最も重要なのは、これが**PCTや各国特許法を置き換える制度ではなく、既存枠組みの上に重ねる“協調レイヤー”**だという点です。IP5はもともと、分類、情報、審査、制度調和、統計の各作業部会を持つ協力体制であり、2026年合意はその上に**AI専用作業部会**を追加・強化するものと読むのが自然です。

19



この関係図は、WIPOのPCT説明、IP5既存WGの説明、IP5 PPHページ、CPC公式ページ、NET/AIロードマップをもとに模式化したものです。 20

PCTとの関係

WIPOによれば、PCTは**一件の国際出願に各締約国への個別出願と同等の効果を与える国際特許出願制度**であり、各国庁の処理・審査を容易にする機能も持ちます。今回のIP5 AI協力は、このPCTの法的構造に手を入れるものではありません。むしろ、AI関連出願が増える中で、**PCT後の各国審査の比較可能性や効率を、IP5協力で底上げする**位置づけです。 21

PPHとの関係

IP5 PPHは、ある庁で特許可能と判断された請求項等を基礎に、他庁で加速審査を受けやすくする制度です。IP5公式ページは、PPHが**PCTの国際調査・国際予備審査の成果物、または各国段階の審査成果物**に基づくことを明示しています。今回、長官会合のサイドイベントとしてPPH20周年フォーラムが開かれたことは、AI時代の国際協力が**新制度の創設だけでなく、PPHのような既存加速審査制度の再活性化**とも結びついていることを示します。 22

既存のIP5協力との整合性

METIリリースは、IP5の既存協力が、**WG1（分類）・WG2（情報）・WG3（審査）・PHEP（制度調和）・StatWG（統計）**で構成されていることを明示しています。さらに2021年NET/AIロードマップは、協力対象を**Statistics, Classification, IT aspects/utilisation of NET/AI, Legal**の四領域として定義しています。した

がって2026年合意は、既存IP5協力と断絶するものではなく、**既存WGの横断課題であったAIを、専用の継続審議トラックへ格上げしたものと評価**できます。 7

特許分類との整合性

分類面では、CPCがEPOとUSPTOの共同パートナーシップで構築された国際互換的分類システムであり、USPTOページ上でもCPCとIPCが並列的に扱われています。IP5ロードマップの分類協調は、この既存分類基盤を前提に、**AI関連技術の見つけやすさ・更新しやすさ・評価しやすさ**を高めようとするものです。したがって、2026年合意は新たな世界統一分類体系の創設ではなく、**CPC/IPCと整合的にAI領域の分類運用を改善する方向**とみるのが妥当です。 23

整合性評価の総括

総じて、今回の合意は既存国際枠組みと**競合せず、補完的**です。PCTは出願・国際段階の条約基盤、PPHは早期審査の運用基盤、IP5は高シェア庁間の実務協力基盤、CPC/IPCは検索・分類基盤です。2026年のAI合意は、その上に**AIを横断的な共通課題として位置付け直した**ものです。逆に言えば、**法的拘束力の強い実体法統一や発明者性統一までは、まだ踏み込んでいない**とも評価できます。 24

展望とシナリオ・リスク評価

以下の将来シナリオは、2026年公式発表、2021年ロードマップ、各庁の既存AI実務資料、JIPA提言を踏まえた分析です。重要なのは、今回の合意が**短期に法改正をもたらすイベントではなく、中期の運用形成イベント**であることです。そのため見通しは、各庁の国内法・政治環境・技術導入体制・地政学の影響を強く受けます。 25

シナリオ比較

シナリオ	短期	中期	長期	政策的示唆	企業対応策
楽観シナリオ	AI作業部会が早期稼働し、比較資料・ベストプラクティスが相次いで公開	AI分類、審査比較、責任あるAI運用原則が収れん	主要論点で“準共通運用”が形成	情報公開と比較研究を前倒しし、ユーザ参加を制度化	主要市場でのクレーム・明細書テンプレートを再設計し、PCT/PPHを積極活用
現状維持シナリオ	会合は継続するが成果物は比較資料中心	各庁の国内法差異は残り、運用収れんは限定的	手続・分類の協調は進むが、発明者性・特許適格性は依然分散	“統一”より“差異の可視化”を重視	国別出願戦略、発明者認定手順、証跡保存を強化
悲観シナリオ	地政学・技術安全保障・データ管理懸念で共同プロジェクトが停滞	AI支援審査の説明可能性や守秘の問題が争点化	IP5は名目的協力にとどまり、各庁独自化が進行	協力より最低限の相互理解維持へ後退	市場別・庁別の分散出願、複数クレームセット、秘匿ノウハウとの使い分けを徹底

この比較から見えるのは、**最も現実的なのは「現状維持だが比較可能性は高まる」シナリオ**だという点です。理由は、ロードマップ自体が元来「no-lockstep（足並みを必ずしも揃えない）」を前提にしており、各

庁が異なるタイムフレームで試行やパイロットを進める設計だからです。したがって、過度な統一期待よりも、**比較表・ガイドンス・事例集の蓄積**を見込む方が合理的です。 12

リスク評価と緩和策

リスク区分	具体的なリスク	影響	緩和策
法的リスク	AI支援発明の発明者性判断が国別に微妙に異なる	無効化、補正負担、出願却下リスク	発明経緯メモ、人的寄与の記録、研究ログ、発明者認定プロトコルを整備
法的リスク	AI関連発明の特許適格性・技術的性格判断の差異	米欧等での拒絶理由対応コスト増	技術課題・技術効果・実装詳細を明細書に厚く記載し、代替請求項を準備
技術的リスク	庁・事務所での生成AI利用に伴う誤情報、幻覚、説明不能性	不正確な出願、応答書品質低下	人間レビュー必須化、使用工程の限定、モデル評価、承認済みツールのみ利用
情報管理リスク	未公開出願・発明内容の外部AIへの入力による漏えい	新規性喪失、秘密漏えい、契約違反	プロンプト統制、機密データ遮断、オンプレ／閉域ツール利用、監査ログ保存
地政学リスク	対中・対米・欧州での技術安全保障やデータ移転規制の変化	共同協力の停滞、出願戦略の再編	主要市場ごとに出願ルートを分散し、秘匿と特許の住み分けを検討
競争リスク	AI分類・AI検索高度化により先行技術探索が厳格化	権利化難易度上昇、差別化の難化	出願前調査を高度化し、クレームを広狭複層化、補正余地を残す
競争リスク	AI生成公知文献の扱い不透明	進歩性判断の予測困難	公知文献モニタリング、出願タイミング前倒し、先行技術反論ストーリーを事前設計

このリスク表の基礎にあるのは、JIPA共通提言が示す**透明性・漏えい防止・人間関与**の要求、USPTOの**AI支援発明に特別基準を設けない**という整理、EPOの**技術的課題への技術的解決**を重視する枠組み、そしてNET/AIロードマップに記載された**resource, legal, security considerations**です。すなわち、今回の国際協力は可能性を開く一方で、企業側には**社内AIガバナンスの即時整備**を要求します。 26

実務的な優先順位としては、第一に**発明者性・人的寄与の立証設計**、第二に**AIツール利用ポリシーと守秘統制**、第三に**PCT/PPHを含む複数庁戦略の見直し**です。これは短期に最も費用対効果が高く、楽観・現状維持・悲観のいずれのシナリオでも有効です。 27

参考資料一覧

以下は、本報告で重視した資料を、**一次資料 → 公式背景資料 → 補足資料**の順に整理したものです。ユーザーの要望どおり、URLを明記します。なお、**独立した共同声明PDFは2026年6月24日時点で確認できませんでした**。そのため、原文相当資料として日本語・英語の政府公式リリースを掲示します。 3

一次資料

- METI日本語リリース

<https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260615002/20260615002.html>

第19回日米欧中韓五大特許庁長官会合の結果、日本語原文。 6

- METI英語リリース

https://www.meti.go.jp/english/press/2026/0615_001.html

英語原文相当資料。 8

- fiveIPoffices 会合告知ページ

<https://www.fiveipoffices.org/news/20260429-0>

19th IP5 Heads of Office meeting の公式ページ。 28

公式背景資料

- fiveIPoffices NET/AI 活動ページ

https://www.fiveipoffices.org/activities/NET_AI

2019年以降のNET/AIタスクフォースの位置づけ。 29

- IP5 NET/AI Roadmap PDF

https://link.epo.org/ip5/IP5_NET_AI_roadmap_FIN.pdf

統計・分類・IT活用・法的比較の四領域を明示した基礎文書。 12

- IP5 Patent Prosecution Highway ページ

<https://www.fiveipoffices.org/groups/ws/ip5pph>

PPHの機能、PCT成果物との関係。 30

- WIPO PCT システム案内

<https://www.wipo.int/en/web/pct-system/>

PCTの法的・手続的役割の確認用。 21

- USPTO AI関連リソース

<https://www.uspto.gov/initiatives/artificial-intelligence/artificial-intelligence-resources>

inventorship guidance, subject matter eligibility guidance, practitioner AI use guidance の一覧。

31

- USPTO AIトップページ

<https://www.uspto.gov/initiatives/artificial-intelligence>

USPTOのAI政策全体像。 32

- EPO Guidelines 2025

https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2025/g_ii_3_3_1.html

AI/MLの技術的性格に関する公式ガイドライン。 33

- CPCホームページ

<https://www.cooperativepatentclassification.org/home>

CPCの位置づけと2026.05版の更新。 34

主要報道・専門家論評

- Reuters

<https://www.reuters.com/legal/litigation/uk-supreme-court-ruling-patents-ai-is-boost-innovation-lawyers-say-2026-02-11/>

英国AI特許判決への実務家反応。 13

- Reuters

<https://www.reuters.com/legal/government/us-patent-office-issues-new-guidelines-ai-assisted-inventions-2025-11-26/>

USPTOのAI支援発明に関する2025年ガイダンス報道。 35

- Reuters

<https://www.reuters.com/legal/litigation/uspto-warns-patent-lawyers-not-pass-off-ai-inventions-human-2024-04-10/>

USPTOのAI利用と実務上の注意喚起。 36

ユーザー提供資料

- 経済産業省PDF版リリース（ユーザー提供PDF）

AI分野を中心とした新たな五庁協力について合意しました。 [filecite turn0file1](#)

- 一般社団法人 日本知的財産協会

五庁長官・ユーザ会合、五極ユーザ会合等への参加報告（ユーザー提供PDF）。会場・日程・ユーザー側提言の把握に有用。 [filecite turn0file3](#)

- JAPANSecuritySummit Update

五大特許庁、AI分野で新たな国際協力に合意 日本主催で長官会合開催（ユーザー提供PDF）。国内二次報道。 [filecite turn0file2](#)

- 暮らしの悩み整理ノート

世界進出を目指す開発者必見！日米欧中韓の「五大特許庁」がAI時代の特許審査で新合意（ユーザー提供PDF）。一般向け解説。 [filecite turn0file4](#)

- rioちゃんのパパ@AIエンジニア 記事PDF（ユーザー提供PDF）

AI特許が世界で加速する？日米欧中韓「五庁長官会合」の合意がもたらす未来。一般向け解説。 [filecite turn0file0](#)

1 2 3 4 6 7 18 19 25 <https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260615002/20260615002.html>
<https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260615002/20260615002.html>

5 20 21 24 27 <https://www.wipo.int/pct/en/>
<https://www.wipo.int/pct/en/>

8 9 https://www.meti.go.jp/english/press/2026/0615_001.html
https://www.meti.go.jp/english/press/2026/0615_001.html

10 12 https://link.epo.org/ip5/IP5_NET_AI_roadmap_FIN.pdf
https://link.epo.org/ip5/IP5_NET_AI_roadmap_FIN.pdf

- 11 33 https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2025/g_ii_3_3_1.html
https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2025/g_ii_3_3_1.html
- 13 <https://www.reuters.com/legal/litigation/uk-supreme-court-ruling-patents-ai-is-boost-innovation-lawyers-say-2026-02-11/>
<https://www.reuters.com/legal/litigation/uk-supreme-court-ruling-patents-ai-is-boost-innovation-lawyers-say-2026-02-11/>
- 14 15 17 26 31 <https://www.uspto.gov/initiatives/artificial-intelligence/artificial-intelligence-resources>
<https://www.uspto.gov/initiatives/artificial-intelligence/artificial-intelligence-resources>
- 16 36 <https://www.reuters.com/legal/litigation/uspto-warns-patent-lawyers-not-pass-off-ai-inventions-human-2024-04-10/>
<https://www.reuters.com/legal/litigation/uspto-warns-patent-lawyers-not-pass-off-ai-inventions-human-2024-04-10/>
- 22 30 <https://www.fiveipoffices.org/groups/ws/ip5pph>
<https://www.fiveipoffices.org/groups/ws/ip5pph>
- 23 34 <https://www.cooperativepatentclassification.org/home>
<https://www.cooperativepatentclassification.org/home>
- 28 <https://www.fiveipoffices.org/news/20260429-0>
<https://www.fiveipoffices.org/news/20260429-0>
- 29 https://www.fiveipoffices.org/activities/NET_AI
https://www.fiveipoffices.org/activities/NET_AI
- 32 <https://www.uspto.gov/initiatives/artificial-intelligence>
<https://www.uspto.gov/initiatives/artificial-intelligence>
- 35 <https://www.reuters.com/legal/government/us-patent-office-issues-new-guidelines-ai-assisted-inventions-2025-11-26/>
<https://www.reuters.com/legal/government/us-patent-office-issues-new-guidelines-ai-assisted-inventions-2025-11-26/>